

受 理	5年陳情第2号	陳 情 者	松山市三番町8丁目10番2号
	令和5年8月1日		自治労連愛媛県本部 執行委員長 森賀 俊二 保育部会長 兵頭 典子
件 名	保育士配置基準の改善及び保育士の処 遇改善を求める陳情書		四国中央市三島宮川4丁目6番55号 四国中央市職員労働組合 執行委員長 喜井 辰弘

陳 情 の 要 旨

【陳情趣旨】

急速に少子化が進む中、安心して子供を産み育てることのできる社会を実現するためには、子供の健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要です。

一昨年、昨年と送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなるという大変痛ましい事故が立て続けに発生したほか、乳児の給食提供時に発生した事故等に、保護者、保育園関係者は大きく動揺しています。子供たちの発達に見合った保育、日々の状況を丁寧に確実に把握した保育の大切さを再確認させられるとともに、慢性的な保育士の人材不足による保育現場の課題解決と保育現場における子供の命と安全を守る対策が急務であることを痛感しました。

しかしながら、国の「保育士配置基準」は、4、5歳児では70年以上、1、2歳児では50年以上変わらないままで、保育現場は大変苦慮している状況が続いています。

このことは、自治労連愛媛県本部が実施した「子どもたちにもう一人保育士を」のアンケートでも明らかです。

加えて、保育士の離職率が高く、保育人材の確保及び定着は保育現場の喫緊の課題であり、今こそ国が責任をもって改善を進めることが求められています。

つきましては、貴議会におきまして、国に対し「保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める意見書」を提出していただくよう陳情いたします。

【陳情項目】

国に対して「保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める意見書」を提出してください。

結 果